

## 南部地区小学校の適正配置に係る説明会 会議録

1. 日 時：令和5年6月22日(木) 開会：午後7時30分／閉会：午後8時35分

2. 会 場：栄小学校 体育館

3. 参加者：保育所・幼稚園保護者3名、小学校保護者17名（幼保重複3名）、  
一般町民6名 計26名

4. 事務局：教育委員 山本純司委員、渡邊正志委員  
教育長 入月一巳教育長  
学校教育課 若林将基課長、稲葉啓介主幹、岩田茂樹副主査、  
山口淑乃主事補

### 5. 次 第

① 開会 (司会) 稲葉主幹のあいさつにより開会

② あいさつ 入月教育長からあいさつ

③ 教育委員及び職員紹介

④ 南部町立小学校適正規模に関する具申書の南部地区小学校の適正配置に関する  
具体的方策案について

ア 具体的方策案の説明

当日配布した、南部町立小学校適正配置に関する具申書の南部地区小学校の適  
正配置に関する具体的方策案説明資料に基づき、若林学校教育課長が説明する。

説明事項は、経過、本町児童数の推移、小学校の規模、具申書の内容、具申書の  
作成に係る基本的な考え方、今後の予定等。説明時間は概ね30分間。

⑤ 質疑応答及び意見交換

質問：栄小学校の歴史などから考えると、個人的には、十島、井出地区の通学する小学校  
は、富沢小学校ではなく、原則、睦合小学校とするようにしていただきたい。その  
うえで、対象となる児童には、学校選択制を適用することはできないか。

回答：十島地区から睦合小学校までは11.2km、富沢小学校までは5.0km、また、井出地  
区から睦合小学校までは7.2km、富沢小学校までは3.1kmとなります。スクールバ

スによる通学距離に係る児童の負担や防災面を考慮し、十島地区と井出地区の児童は、富沢小学校に通学することが望ましいと、判断しました。栄小学校、睦合小学校は、それぞれ約 150 年の歴史があることは承知しています。また、旧村、旧町もそれぞれの歴史があります。しかしながら、市町村合併から 20 年を経過した状況も考慮しています。

また、井出・十島地区の保護者に対して、昨年度通学に係る調査を行い、その結果を踏まえ、令和 8 年度に在籍している児童に関しては学校選択制が望ましいと判断しました。児童が入学する場合、教育委員会から居住する区域に基づいて入学する学校を指定しているのが現状ですが、学校選択制は事前に入学を希望する学校を聴取しその意向に沿う方式をとることを言います。

質問：放課後児童保育事業は、町の担当課はどこか。小学校の学区が広域化して、下校後遊ぶ場所がなく、家でしか遊べないとなると、放課後児童保育などの施設に頼ることになる。町として放課後児童保育などの児童が活用できる施設をさらに充実してもらいたい。

回答：放課後児童保育事業は、子育て支援課が担当しています。現在、栄、睦合、富沢で放課後児童保育施設が設置され、平日は、下校から 18 時まで、夏休み期間は朝 7 時半から 18 時まで開所しています。利用者は、事前に登録させた児童です。いただいた意見は、子育て支援課へ伝えます。

質問：富沢小学校の開校が、予定より 1 年前倒しになったと説明があったが、栄と睦合の足並みが揃えば同じように 1 年前倒しになることはあるのか。

回答：資料 2 ページに掲載した富沢小学校開校時のスケジュールと同様に進むことが見込まれます。理解をいただいて統合を決定した後、校舎の改修やスクールバスの購入やルート設定等、協議し決定することも多いため期間が必要になります。そのため、年内に合意形成をいただいたとしても、開校は最短でも令和 8 年 4 月 1 日になります。富沢小学校の場合は、合意形成等が見込みよりもスムーズに進み、具申書にあった予定よりも 1 年前に開校しました。

追加説明：スクールバス運行に関して、バスのサイズや台数、バス停の位置等は、児童数や居住場所を考慮するなかで、保護者や学校と協議のうえ決めることとなります。

## 6.その他

特になし

## 7.閉会 司会による

以上